

香川県希少野生生物の保護に関する条例（平成17年香川県条例第44号）第17条第1項の規定による指定希少野生生物保護区の指定（以下「指定」という。）をしたいので、その指定の案を次のとおり公告する。

平成19年4月17日

香川県知事 真鍋武紀

1 指定希少野生生物保護区の名称

オニバス生育地前池保護区

2 指定の区域

善通寺市稻木町字池ノ前地内の前池

3 指定に係る指定希少野生生物

スイレン科オニバス

4 指定の区域の保護に関する指針

野生生物は、それぞれの種の個体が単独で生存しているのではなく、水や光など種の生存に欠かせない環境要素と、生態系を構成する他の多様な種と相互に複雑な関わり合いを持ちながら、微妙なバランスのもとに生存し、安定した環境を提供するなどわたしたち県民の生活に欠かせないものとなっている。

指定希少野生生物の種の個体が生息又は生育する環境を保護区域として広く保全することは、生物多様性の体系的保全を図るなどその環境を一体的に保全する重要な取組みであることから、次の内容を保護区の指針とする。

(1) オニバスの個体の生育のために確保すべき条件

オニバスは、主に県西部地域の平野部のため池に生育している指定希少野生生物である。

当該保護区における本種の個体の生育のためには、その生育基盤であるため池の地質及び水質を適切に保つとともに、本種と一緒に生育している湿原植生を維持することが必要である。

(2) 生育条件の維持のための環境管理の指針

オニバスの生育条件である底質等の維持並びに本種と一緒に生育している湿原植生を確保するため、事業者及び県民等は、当該区域の水利慣行によるオニバスの保全に努めるとともに、各種行為が池の水位、水質及び底質など生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮するものとし、指定希少野生生物保護区の区域の保護に関する指針に従って次のとおり生育環境の適切な管理を行うものとする。

ア 工作物の設置

工作物の設置については行わないこと。ただし、ため池の維持管理に必要な施設の設置、電気工作物の増改築、電柱の設置並びにオニバスの保護管理のための施設の設置にあっては、この限りでない。

イ 土地の形質の変更

現状の地形の維持を図るために、土地の形質の変更は行わないこと。ただし、浚渫などため池の維持管理及びオニバスの保護管理のために必要な土地の形質の変更はこの限りでない。

ウ 土石の採取等

現状の地形及び地質の維持を図るために、鉱物の採取及び土石の採取は行わないこと。ただし、学術研究であって、現存するオニバスの生育に支障を及ぼさない小規模な土石の採取はこの限りでない。

エ 水面の埋め立て、干拓

現状の地形の維持を図るため、水面の埋め立て及び干拓は行わないこと。

オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減

生育条件の維持のため、前池の水位に著しい変更を生じさせるような行為は行わないこと。

ただし、農業を営むために必要な水位、水量の増減及び池干しや災害に備えた落水などため池の維持管理並びにオニバスの保護管理に必要な水位、水量の増減はこの限りでない。

カ 木竹の伐採

区域内の植生は、オニバスと一体的に保全する必要があるため、地表部以外の木竹の伐採は行わないこと。ただし、電気工作物を含むため池及びオニバスの保護管理のための施設の保守の支障となる木竹の伐採並びにオニバスの生育に支障を及ぼしている植物の除去はこの限りでない。

キ 指定希少野生生物の生息等に必要なものとして知事が指定する野生生物の捕獲等

オニバスの生育に必要と認められる野生生物については、指定は行わない。

ク 指定湖沼等への汚水等の排出

前池への汚水の排出は行わないこと。ただし、日常生活を営むために必要な汚水等の排出はこの限りでない。

ケ 車両等の乗り入れ等

踏みつけ等によるオニバスの生育に支障を及ぼすおそれがあるため、動力船の乗り入れは行わないこと。ただし、農林水産業を営むに必要な動力船の乗り入れ及びため池の水質、施設の維持管理並びにオニバスの保護管理のために必要な動力船の乗り入れはこの限りでない。

コ 指定希少野生生物の生息等に支障のおそれがあるとして知事が指定する動植物を放つこと、植栽、播種等

区域内に生息・生育している野生生物以外の個体であって、オニバスの生育に影響を及ぼすおそれのある生物を放ち、又は植栽し、若しくはその種をまく行為は行わないこと。特にオニバスの生育を阻害するおそれのある特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律により指定される外来生物）、アメリカザリガニ、ソウギョ、ホテイアオイを区域内に放たないこと。

サ 指定希少野生生物の生息等に支障のおそれがあるとして知事が指定する物質の散布

オニバスの生育に支障を及ぼす物質が現在特定されていないため、指定しない。

シ 火入れ及びたき火

区域内の植生は、オニバスと一体的に保全する必要があるため、火入れ及びたき火は行わないこと。ただし、ため池の維持管理に必要な除草及びオニバスの保護管理のために火入れ及びたき火をすることはこの限りでない。

ス 指定希少野生生物の生息等に支障のおそれがあるとして知事が指定する方法による個体の観察

現在、観察による影響が確認されていないため、指定しない。

(3) 留意事項

上記(2)アからスまで（エ、キ、コ、サ及びスを除く。）のただし書に定める行為を行うに当たっては、オニバスの生育状況に十分配慮し、行為によるオニバスへの影響を最小限に抑えるよう努めること。

5 立入制限地区

現在、オニバス生育地前池保護区の区域内において立入制限地区は指定しない。

6 その他

この公告に係る関係図書については、香川県環境森林部みどり保全課に備え置いて、平成19年4月17日から同年4月30日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、縦覧した内容について、知事に意見書を提出することができる。